

徳島市

統合型地図情報システムの更改に係る

情報提供依頼（R F I）

令和8年7月

徳島市総務部デジタル推進課

今後調達を検討している案件について、次のとおり情報提供を依頼します。

1 背景

本市の統合型地図情報システムは、平成13年度から運用を続けていますが、近年のシステム環境及び社会の変化から新たな課題・ニーズが生まれているところです。

本依頼は、システム更改に当たって、パッケージ製品の機能・構成・費用等及び現行システムからのデータ移行における課題の洗い出し等、検討の方向性の参考とさせていただくために、ご提案、ご意見及び資料の提供をお願いするものです。

2 現行システムの概要

システム名	統合型地図情報システム（松本マッピングシステム）
システム構成	LGWAN接続系オンプレミス（クライアントサーバー型）
事業者	株式会社松本コンサルタント
委託内容	1) 現行システムに関する維持業務及びオペレーション業務 ① 基本システムのバージョンアップに伴うプログラム変更作業 ② 既存機能の変更作業 ③ ユーザーサポート対応作業 ④ 新機能の追加作業 ⑤ 各種ドキュメントの更新、作成及び整備 ⑥ 作業報告書の作成 ⑦ オペレーション作業 ⑧ その他維持運用に必要な作業 2) 法定外公共物譲与申請支援及び更新 ① 法定外公共物譲与の追加申請に伴う支援作業 ② 地籍調査等による登記完了地区GISデータ(路線データ)の更新
その他	サーバー機器及び住宅地図ライセンス（20ライセンス）は徳島市が別途調達し、賃貸借契約により導入・提供している。 保有しているデータ一覧は別紙参照。

3 現行システムの課題及び次期システムに期待すること

- ・システムの処理速度が重く、システムがフリーズすることがある
- ・特定の端末でしかシステム利用できない
- ・保存形式が独自でなく、GIS間での相互利用が可能な標準化形式であること
- ・庁外活動でのモバイル端末の利用
- ・住民向け公開機能の利用
- ・職員による情報管理機能の利用

4 提案書の記載事項

システムは、LGWAN 接続系上のクライアントで使用（もしくはインターネットを介したブラウザ利用）することを基本的な想定とします。本市の規模（人口約 24 万人、操作職員：20～50 人程度）において、提案システムの標準的な機能を実装する想定で調達した場合の費用（5 年間の使用を想定）としてください。なお、別紙に示す現行データの移行を実施する場合の費用を含めてください。

- (1) 提案者の会社概要
- (2) 製品又はサービスの名称
- (3) 基本機能の概要
- (4) システム構成例
- (5) 必要となるクライアント端末の構成及びスペック、ソフトウェアライセンス、プリンタやスキャナ等の周辺装置

※ ウイルス対策ソフトその他既存環境の変更に対する見積りは不要です。

- (6) プロジェクト活動方針、構築スケジュール等の工程案
- (7) データ移行に係る役割分担及び作業概要の想定
- (8) システム機能一覧及び主たる画面のイメージ
- (9) システム連携要件
- (10) 他の地方自治体における導入実績
- (11) 年度別概算費用見積
- (12) 運用保守に係る体制
- (13) デモの実施可否

5 情報提供依頼の内容

- (1) 提案に当たり前提条件がある場合は、必ずその旨を明記してください。
- (2) 業務改善につながる機能、構成及び運用方法、その他アピールしたいポイントがあれば提案してください。また、システム本体の機能に限らず、デジタル・トランスフォーメーションとしての適用事例、AI、RPA、その他ツール及び自社又は他社

のサービスを通じての好事例があれば、要件に記載していないことであっても積極的に提案してください。

- (3) 提案について本市の環境・要件・用語定義等を確認する必要がある場合、質問をお願いします。
- (4) 要件及び調達範囲については、発注時の状況により変化するため、今回提示したものをそのまま適用するとは限りません。あらかじめご了承ください。

6 提案手続について

- (1) 提出期限 令和8年8月31日（月）17時まで
- (2) 提出先 徳島市総務部デジタル推進課
- (3) 提出方法 持参、メール又は郵送

※ 本市のメールシステムは、1通当たり25Mバイト前後までしか受信できないため、それ以上のサイズの場合は別に連絡してください。本市が指定するファイル交換サービスによる送受信を行います。

- (4) 提出物 提案書、見積書

※ 提出物の形態は、電子媒体一式とします。

※ 提案書の様式は、任意とし、枚数の指定はありません。ただし、印刷時の用紙サイズはA4又はA3に収めるようにしてください。用紙の向きの指定はありません。

※ 提案書は、製品パンフレット及びホームページ資料等を活用いただいても構いません。

7 注意事項

- (1) 本資料による提案及び見積りの依頼については、今後の調達及び契約に関して意味を持つものではなく、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2) 提供いただいた情報については、本市内部で使用するものであり、提案者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、徳島市情報公開条例で定義する公文書に該当しますので、開示請求があった場合は、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を明記してください。なお、秘密保持契約が必要となる場合は、別途検討しますのでご連絡ください。
- (3) 本件見積書及び提案書等一式については、返却しませんので、ご了承ください。
- (4) 本件に係る諸費用の一切について、本市は負担しません。
- (5) 提供いただいた情報・資料に関して、後日確認のために問い合わせ、デモンストラーションの実施及び資料の追加提供の依頼を行う場合があります。
- (6) 本件に係る本市から提供する全ての情報については、社内にて厳重に管理するも

のとし、第三者に対して開示又は漏えいしないでください。提案終了後においても同様とします。

- (7) 本市のデジタル化の全体スケジュールに合わせて、締切後にも追加の確認を行う場合がありますので、ご了承ください。

8 本件に関する対応窓口

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市総務部デジタル推進課 担当 杉野・板東

電話番号 088-621-5095

電子メール digital_suishin@city-tokushima.i-tokushima.jp

- ※ 本件に関する質問、問い合わせは、「様式1 質問票」に記入の上、原則電子メールにてお願いします。なお、電子メール送信後に受理のメールが本市担当者から届かない場合は、必ず電話により到着の確認をお願いします。